

岩手県高等学校体育連盟支部規程

岩手県高等学校体育連盟規約第6条により、支部の規程を次のとおり定める。

第1条 県内を次の8地区に分け、各地区に支部をおく。

久 慈 支 部	久慈・大野・久慈東・久慈工業・種市
二 戸 支 部	福岡・伊保内・福岡工業・一戸・沼宮内・葛巻・軽米
盛 岡 支 部	平舘・雫石・盛岡第一・盛岡第二・盛岡第三・盛岡第四・盛岡北・盛岡南・ 不來方・盛岡農業・盛岡工業・盛岡商業・杜陵単位制・杜陵通信制・盛岡青 松支援・盛岡聴覚支援・盛岡市立・岩手・岩手女子・江南義塾盛岡・盛岡誠 桜・盛岡大附属・盛岡スコール・盛岡白百合学園・盛岡中央・星北高等学園
花 巻 支 部	紫波総合・花巻北・花巻南・花巻農業・花北青雲・花巻東・大迫・遠野・遠 野緑峰
北 奥 支 部	黒沢尻北・北上翔南・黒沢尻工業・専大北上・西和賀・金ヶ崎・水沢・水沢 農業・水沢工業・水沢商業・水沢第一・前沢・岩谷堂・杜陵奥州校
県 南 支 部	一関第一・一関第二・一関工業・一関学院・一関修紅・花泉・大東・千厩
釜石気仙支部	釜石・釜石商工・大槌・高田・大船渡・大船渡東・住田
宮 古 支 部	山田・岩泉・宮古・宮古北・宮古商工・宮古水産

第2条 各支部は、その地区内における高等学校体育運動の相互連絡と健全なる普及発達を図ることを目的とする。

第3条 各支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

各地区における研究会、体育大会・地区予選会・その他体育的行事の開催。

第4条 副会長は、支部を統括し、これを代表する。

附 則

この規程は昭和34年4月1日から施行する。

昭和43年4月1日一部改正	平成20年2月14日一部改正
昭和44年4月1日一部改正	平成21年2月17日一部改正
昭和45年4月1日一部改正	平成22年2月10日一部改正
平成13年4月19日一部改正	平成28年4月1日一部改正
平成14年7月18日一部改正	平成31年4月18日一部改正
平成15年4月18日一部改正	令和2年4月17日一部改正
平成16年4月16日一部改正	
平成17年4月22日一部改正	
平成18年4月21日一部改正	